

各認可外保育施設設置管理者 様

千葉県健康福祉部子育て支援課長

(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請に対する
保育所等の対応について

令和2年4月7日(火)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)第32条に基づく緊急事態宣言が発せられましたが、このたび、宣言後の本県における感染症患者の発生が増加している状況等を踏まえ、令和2年4月14日(火)午前0時から、特措法第24条第9項に基づく新たな措置(以下「協力要請」という。)が行われることとなりました。

については、各市町村保育等担当課宛て別添写しのとおり通知しましたので、お知らせします。

なお、別添通知は、市町村から認可外保育施設に対し協力要請を行うよう依頼するものではありませんので、各施設におかれましては、令和2年4月9日付け子第64号-2「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」により御判断の上、適切に対応くださるようお願いいたします。

また、今回の特措法第24条の9項に基づく協力要請は、同法第45条の2に基づく「施設の使用の制限等の要請」とは異なることを念のため申し添えます。

【担当】千葉県健康福祉部子育て支援課
法人指導班 磯谷 横山

TEL: 043-223-2321 FAX: 043-222-9939

E-mail: kosodate4@mz.pref.chiba.lg.jp

※県からの通知について、電子化に御協力ください。
緊急を要する通知等を速やかに貴施設にお伝えするため、メールアドレスの登録をお願いします。



子第89号-1

令和2年4月13日

各市町村 保 育 担当課長 様
放課後児童健全育成事業

千葉県健康福祉部子育て支援課長

(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請に対する
保育所等の対応について

令和2年4月7日(火)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)第32条に基づく緊急事態宣言が発せられましたが、このたび、宣言後の本県における感染症患者の発生が増加している状況等を踏まえ、令和2年4月14日(火)午前0時から、特措法第24条第9項に基づく新たな措置(以下「協力要請」という。)が行われることとなりました。

保育所(幼保連携型認定こども園を含む)及び放課後児童クラブ(以下「保育所等」という。)に対する協力要請内容は、「必要な保育を確保したうえで、規模の縮小を含めた適切な感染症対策」を講ずるよう求めるものですが、その具体的な対応について下記のとおりまとめましたので、御確認の上、適切に御対応くださるようお願いいたします。

記

1 当面の対応について

感染拡大防止及び保育所等の機能維持のため、原則として、市町村から保育所等を利用する保護者に対し、家庭保育が可能な場合は登園(通所)を控えていただくよう、協力を依頼すること。

なお、当該協力依頼については、保護者への強制を伴うものであってはならないことに留意願いたい。

2 施設内で感染が発生した場合について

園児・児童や職員が罹患した場合は、保健所の指示に従うとともに、臨時休業を検討すること。その場合は、保育の提供を必要とする子ども(家庭)への保育の提供の確保に努めること。その方策としては、例えば、当該施設における特別保育(希望保育)、他の施設における合同保育、ファミリー・サポート・センターの利用等が考えられること。

3 「保育の提供を必要とする子ども（家庭）」の考え方について

保育の提供を必要とする子どもについては、保護者が、協力要請として「適切な感染症防止対策を講じたうえで事業の継続」を求められる事業に従事し、かつ家庭で子どもを保育する者がいない場合等が想定されるが、以下に該当する者の子どもに対する保育の提供を最優先とすること。

- (1) 医療関係、保育・介護・障害者支援関係、インフラ関係（公共交通機関、電力・ガス・水道・通信事業等）、食品・生活必需品供給関係等に従事する者
- (2) ひとり親家庭等
- (3) その他家庭での保育が特に困難である場合

4 代替保育等の検討について

地域における感染が著しく拡大した場合、さらなる保育の縮小を余儀なくされることが想定される。

その場合にあっては、例えば原則休園とし、3に該当する者の子どものみ受入れを行う等、あらかじめ方策について検討しておくこと。

5 その他

- (1) 保護者に対し、家庭における子どもとの過ごし方や遊び方などの情報提供に努めること。
- (2) 各家庭が孤立しないよう、相談体制を確保し、相談先を周知すること。

<p>【担当】 千葉県健康福祉部子育て支援課 認可・認定班 櫻井 早川（保育担当） 子育て支援班 野上 森本 TEL: 043-223-3774、2317 FAX: 043-222-9939 E-mail: kosodate3@mz.pref.chiba.lg.jp kosodate2@mz.pref.chiba.lg.jp</p>
